

令和6年第5回美幌町議会臨時会会議録

令和6年7月26日 開会

令和6年7月26日 閉会

令和6年7月26日 第全号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
(諸般の報告)
日程第 3 議案第 53 号 令和 6 年度美幌町一般会計補正予算 (第 2 号) について

○出席議員

1 番 木 村 利 昭	副議長	2 番 馬 場 博 美
3 番 横 山 清 美		4 番 高 橋 秀 明
5 番 宮 崎 奈津江		6 番 上 杉 晃 央
7 番 稲 垣 淳 一		8 番 藤 原 公 一
9 番 伊 藤 伸 司		10 番 吉 住 博 幸
11 番 大 江 道 男		12 番 松 浦 和 浩
13 番 大 原 昇	議 長	14 番 戸 澤 義 典

○欠席議員

なし

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席説明員

美 幌 町 長 平 野 浩 司	教 育 委 員 会 長 矢 萩 浩
監 査 委 員 西 村 与 志 博	教 育 委 員 会 長

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席受任説明員

副 町 長 高 崎 利 明	総 務 部 長 那 須 清 二
町 民 生 活 部 長 関 弘 法	福 祉 部 長 斉 藤 浩 司
経 済 部 長 河 端 勲	建 設 部 長 遠 國 求
病 院 事 務 長 但 馬 憲 司	事 務 連 絡 室 長 横 山 聖 二
会 計 管 理 者 田 中 三 智 雄	総 務 課 長 鶴 田 雅 規
危 機 対 策 課 長 多 田 敏 明	政 策 推 進 課 長 竹 下 護 兼 デジタル 推 進 主 幹
町 民 活 動 課 長 佐 久 間 大 樹	戸 籍 保 險 課 長 佐 々 木 斉
税 務 課 長 松 尾 ま ゆ み	社 会 福 祉 課 長 水 上 修 一
児 童 支 援 主 幹 大 内 直 樹	保 健 福 祉 課 長 立 花 良 行
農 林 政 策 課 長 以 頭 隆 志	森 林 農 地 整 備 主 幹 橋 本 勝
農 業 振 興 主 幹 午 来 博	商 工 観 光 課 長 沖 崎 寿 和
建 設 課 長 森 口 尚 博	建 築 主 幹 廣 田 吉 輝
環 境 管 理 課 長 影 山 俊 幸	環 境 衛 生 主 幹 宮 田 英 和
上 下 水 道 課 長 石 山 隆 信	病 院 総 務 課 長 伊 藤 寿
地 域 医 療 連 携 課 長 高 山 吉 春	事 務 連 絡 室 次 長 藤 田 静 思
教 育 部 長 遠 藤 明	ス ポー ツ 振 興 課 長 弓 山 俊
監 査 委 員 事 務 局 長 小 室 保 男	監 査 委 員 事 務 局 次 長 小 室 秀 隆

○議会事務局出席者

事務局 長 小室 保 男
議事 係 長 高 田 秀 昭
庶 務 係 金 子 未 准

次 長 小 室 秀 隆
庶 務 係 長 村 田 剛

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（戸澤義典） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、令和6年第5回美幌町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（戸澤義典） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番横山清美さん、4番高橋秀明さんを指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（戸澤義典） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

去る7月16日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央）〔登壇〕 令和6年第5回美幌町議会臨時会の開会に当たり、去る7月16日、議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告いたします。

本臨時会に付議された案件は、補正予算1件であります。

以上の内容でありますので、本臨時会の会期については、本日1日限りといたします。

慎重なる審議に皆さんの御協力をお願いするとともに、行政職員の皆さんには、真摯な答弁と対応をお願い申し上げて、議会運営委員会委員長としての報告といたします。

○議長（戸澤義典） お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、本臨時会の会期を1日間

としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 異議なしと認めます。

したがって、会期は1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（戸澤義典） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（小室保男） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましても、配付しておりますので、御了承願います。

なお、本臨時会中、議会広報及び町広報用のため写真撮影を行いますので、御了承願います。

また、報道機関の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、併せて御承知お願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎提出案件の概要説明

○議長（戸澤義典） 町長から本臨時会に提出している案件について、概要説明をしたいとの申出がありますので、発言を許します。

町長。

○町長（平野浩司）〔登壇〕 本日、ここに令和6年第5回美幌町議会臨時会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして、心から感謝いたしますとともに、提出案件の概要について御説

明申し上げます。

令和6年度美幌町一般会計補正予算（第2号）については、第38回ビホロ100キロメートルデュアスロン大会に係る負担金として125万円を、FSC認証林の再審査に係る審査手数料として36万円を、ヒグマ駆除に係る有害鳥獣駆除奨励交付金として15万円の増額を行おうとするものであります。

なお、詳細につきましては、担当部長より御説明申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます。提出案件の概要説明といたします。

以上、よろしく願いいたします。

◎日程第3 議案第53号

○議長（戸澤義典） 日程第3 議案第53号令和6年度美幌町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。
総務部長。

○総務部長（那須清二） 議案書の5ページになります。

議案第53号令和6年度美幌町一般会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

令和6年度美幌町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

今回の補正は、デュアスロン大会関係経費の増に伴う負担金の追加、FSC森林認証林の一部除外に伴う審査手数料の追加及びヒグマ駆除数の増による奨励交付金の追加などを行うものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ176万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ138億7,641万3,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、14、

15ページをお開き願います。

3、歳出になります。

6款農林水産業費、2項林業費、1目林業総務費、1、有害鳥獣対策事業費の増、15万円は、町内のヒグマ駆除頭数の増に伴う奨励交付金の追加になります。

ヒグマの駆除については、北海道猟友会美幌支部会員の皆様に担っていただいております。毎年1頭から3頭で推移しているところでありますが、今年度は、現時点で当初予算5頭に対し既に5頭駆除しており、今後の駆除頭数を5頭見込み、増額いたします。

その下、3目町有林管理費、1、町有林造林事業費の増、手数料36万円は、平成17年に取得しているFSC森林認証について、本年6月に認証維持審査を受けたところですが、第IV期埋立処分場の整備に伴い、認証林の一部を除外することについて是正処置を求められ、そのフォローアップ審査を受ける必要があることから、審査手数料を補正するものです。

なお、本町の管理区画面積は1,599ヘクタールであります。今回、開発行為を予定している面積は2.34ヘクタールとなっております。

10款教育費、5項、1目保健体育総務費、2、スポーツ大会開催事業費の増、負担金、100キロデュアスロン大会負担金125万円は、本年度の開催については、8月18日を予定しているところですが、昨年ツール・ド・北海道での死亡事故を踏まえ、競技者の安全確保と事故防止対策を最大限に図るため、新たに国道2路線、国道240号については約2キロ及び国道243号については約600メートルの一部片側通行と、福住、豊富地区の町道153号及び154号については、約6.7キロの迂回路の設置が必要となり、コース規制に係る資機材、車両等の借り上げ費用の追加、また、警備員26名、ボランティアスタッフ40名の増員に係る費用の追加など、開

催に係る予算に不足が見込まれることから補正を行うものでございます。

次に、歳入につきまして御説明いたしますので、議案書12、13ページにお戻り願います。

2、歳入になります。

20款繰越金、1項、1目繰越金176万円は、今回の補正予算の財源として前年度繰越金を充当するものです。

なお、繰越明許費分を除いた前年度分の繰越金の総額は1億1,520万7,000円であり、今回補正後の未支消分の繰越金は1億344万7,000円となります。

以上、議案第53号令和6年度美幌町一般会計補正予算（第2号）につきまして御説明を申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

8番藤原公一さん。

○8番（藤原公一） 6款、2項、3目町有林管理費についてお伺いしたいと思います。

まず、FSCの面積の確定について、面積の確定をどのようにするのかという部分と、面積確定後は目視できるのか、1点お願いしたいです。

また、10款、5項、1目保健体育総務費の負担金100キロデュアスロン大会のことですけれども、このことについて4点ほどあります。

まず1点目、国道240号線の片側交互通行における警備員の通信方法について。

普通の警備員であればトランシーバーで通信すると思いますが、240号線は片側約2キロと言っていますけれども、トランシーバーだと2キロという距離は多分、不可能だと思います。この通信方法、連絡方法をどのように取られるのか。

2点目、警備員の資格について。

国道の片側交互通行というのは、本当に危険を有すると思いますので、警備員の国

家資格というものがあり、この国家資格を持っている方が望ましいと思います。この警備員の配置はどのようにされているのか、また、資格者の確認をどのようにされるのかを聞きたいと思います。

3点目、片側通行になると警備員の死亡事故ということもかなりリスクが高くなると思いますが、警備員とか、スタッフについて、どのような保険対応をとられているのかお聞きしたいと思います。

最後になります。

今回のデュアスロン大会の増額について、今回は増額しておりますけれども、来年度もこの増額分でデュアスロンを開催するのか、また、やめるなら今回で最後とか、そのような通知も必要だと思いますが、来年度の開催について。

以上4点、お願いします。

○議長（戸澤義典） 森林農地整備主幹。

○森林農地整備主幹（橋本 勝） 除外面積についてお答えさせていただきたいと思えます。

森林認証林面積から2.34ヘクタール、認証区域から除外することについて審査を受けることとさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） 8番藤原公一さん。

○8番（藤原公一） 面積が2.34ヘクタールということは分かるのですが、例えば、くいとかを打って、除外面積が目視できるようにするとか、衛星やGPSか何かで座標を出すとか。

多分、認証の方が来られるのですよね。そのくいについて、認証に来られる方がどのような方法で確認されるのかをお答えいただければと思います。

○議長（戸澤義典） 環境衛生主幹。

○環境衛生主幹（宮田英和） お答え申し上げます。

設計と申しますか、測量の際に造成エリアの各ポイントには座標がついてございますので、実際の工事に当たっては、座標を

基に現場の施工用地を確定しまして施工することとなります。

また、審査の際にと申しますか、先月の審査の際には、実際に審査機関の担当の方が現地に赴いて確認をしたところなのですが、ここからこの用地、エリアを除外しますよという確認はされていきませんでした。

以上でございます。

○議長（戸澤義典） 8番藤原公一さん。

○8番（藤原公一） 確認されていなくても取りあえずオーケーというか、その除外の部分は確定されたという認識でよろしいでしょうか。

審査員がそこは除外だと、そこまでの面積、くいか何かまでは確認されていなかった、そのことについて審査の方は分かりましたと。図面上なのか書類上なのかは分かりませんが、それで確認されましたという認識でよろしいでしょうか。

○議長（戸澤義典） 環境衛生主幹。

○環境衛生主幹（宮田英和） 審査に見えた方が現地に赴いた際に、そのエリアをくまなく歩いたわけではございませんが、その上で現地の確認を終わりますという状況になりました。

もし除外するのであれば、座標に基づいて、しっかりその部分はエリアを確定して除外の対応をするということで、御認識いただいたのかなと理解しております。

○議長（戸澤義典） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（弓山 俊） まず、最初の240号線の片側交互通行の警備にあたる際の通信方法についてと、警備員の資格の確認、あと、警備員の保険の対応等の確認ということで、御質問があったと思います。

3点につきましては今、警備保障会社と通信のやりとりとか、警備員の配置とか、具体的な詳細を詰めています。

当然、出口と入り口に警備員は配置するのですけれども、その中間に警備員を数名

置くようなことで配置を考えています。

その間で通信機器は当然使う話になるのですがすけれども、安全のためにその区間、警備会社のほうで車両等を活用して安全対策を施すということで今、詳細の詰めもしているところであります。

あと、資格に関しては当然、国道に関しては国道の資格を持った方が警備に当たるということで、その辺も警備会社と打合せをしている状況であります。

保険の対応につきましても当然、そのように発注すれば、その部分は書面で確認したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典） 教育部長。

○教育部長（遠藤 明） 先ほどの保険の関係ですけれども、警備会社は警備会社の保険、ボランティアは町民のボランティアスタッフ実行委員会の保険ということで、それぞれ保険をかけさせていただきます。

4点目、最後の来年度はどうするかというところでございます。

この間、警察署と数度にわたって協議を重ねた結果、今回は開催に至ったわけですが、警察署からは、基本的に道路上に人と車の共存は危険だと、もしこのコースで来年やるとしたならば全面通行止めと言われました。

基本的に、国道を全面通行止めにするとは、非常に厳しいと思っております。

今後、コース変更も含めまして実施が可能かどうか、実行委員会ともしっかり協議をして結論を出していきたいと思っております。

以上です。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑はありませんか。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸） 予算書14、15ページです。

まず1点目、6款農林水産業費、2項林業費、1目林業総務費の中の有害鳥獣駆除

の話であります。

実は、私は猟友会にも所属しておりますが、猟友会の会員の中で話題になることがあります。

私の聞き違いではないと思うのですが、当初予算の枠を使い果たしたと、だから、増額補正をしたいという趣旨だと。そこで、私がお聞きしたいのは、当初予算はいつ使い果たしたのか。

本来、有害鳥獣駆除という目的からいえば、有害なことを阻止するためのお金ですので、私はある意味、専決でもいいのかなと。

極端に言えば、有害になるものが出たけれど、お金がないからちょっと待ってくださいということにもならないのかなということが、会員同士でよく話し合うことなのです。

今、熊が人にも悪さを、人にまでですよ。お金がないからできませんということにはならないだろうと、会員同士の話題になるものですから、その辺も今後、研究する必要があるのではないかとことを申し上げたい。

どちらかという、議論よりも申し上げたいという趣旨でまず1点。

次、2点目は、10款、5項、1目のスポーツ大会費のことなのですが、僕の前に藤原議員が聞いていますけれども、私はいささか、警察署の考え方というものにちょっと疑問を抱いています。

もちろん、道路を安全にという一般論は分かるのですが、そう言ってしまうと美幌町の行事等が本当にできなくなる町になるのか。

例えば、美幌町の秋祭り、いつか、このような関係で駄目だよだとか、制限ばかり。

部長は、現場で話し合ったことを素直に答えてくれていると思うのですが、むしろどのような条件であれば許すのだ、許可するのだという話に持っていかなかっ

たら。

ごめんなさい。悪い意味で言っているのではないのです。警察のほうでやらせないよということではないと思うのです。むしろ、どうしたらできるのかという会話だと思うのです。

その中で、結果として予算が間に合わないから諦めるというのは、また別な話でありまして、基本は、行事に対して、このような催物に対して、どのような姿勢でいらっしゃるかということが、甚だ行政に対して一定の整理が必要でないかということをお願いしたいのですよ。

それからもう1点。

交通警備員のことだと思うのですが、私は別な関係で……というのは、私自身が警備員の資格を取れないかということで、道警のこのような警備関係の担当者とお話したことがあります。

それはどういうことかという、自家用車の自家という言葉なのですが、よく自家用車と言うでしょ、自家警備という言葉もあるのです。

専門の警備会社の警備員でないと駄目だというのは、例えば土木工事、通達で絶対採用しなければいけない場面もあるかもしれません。でも、法的に専門の警備員というのは、北海道で何か所もありません。これは私が調べたのですが、そうすると、警察のこの担当の人が言ってくれたのです。美幌町の警察署ではなくて、道警の担当者がです。制限しているのは、北海道でも道路名からいけば何か所もありませんと、自家警備という手がありますよということをお話してくれたのは、それこそ道警なのです。

地元の警察が言っているから警備会社の警備員でないと駄目なのか、自家警備では駄目なのか、そのような工夫もできないのか、そのようなことも研究なさっているのかということを知ってほしいのです。

ちょっと変な言い方ですが、質問

というよりもそのようなことも調べていかなければ、美幌町は何の催物もできなくなる。相手の都合で許可しませんよ、会話の仕方が違う。この行事をやるにはどのような条件ですかと、それを基本的にはクリアすればいいことですから、さらに、お金のことはまた別な話です。

予算がたくさんかかり過ぎるから縮小しようとか、将来やめようとか、そういうのではなくて、行事というものはやはりやったほうがいいですよ。

話は長くなりましたけれども、そのような心構えも含めて、町長どうでしょうか。努力してくださいというだけでやめておきますけれど、いかがでしょうか。

○議長（戸澤義典） 経済部長。

○経済部長（河端 勲） 1点目の駆除に関する経費についてでございます。

5頭目の駆除につきましては、7月7日に古梅で駆除されたところでございます。

予算の執行といいますか、猟友会の皆さんにお支払いする金額等についての御指摘だったのですけれども、今後、猟友会の皆さんに御迷惑がかからないような形で、議員おっしゃるような専決等の処分も含めまして部内で整理し、その上で総務部とも協議した中で滞ることのないよう進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸） 部長、言葉を選んでくれてありがとうございます。

ただ、ちょっとニュアンスが違うのは、猟友会に迷惑かけているということではなくて、基本は有害鳥獣駆除ですよねという認識なのですよ。

だから、僕が言わんとしたのは、この予算は有害鳥獣駆除ですから、もしかしたら、先ほどもくどく言いましたけれど、人に害を与える場面でのクマ退治、その対応を取らなければならぬ項目だと思いま

す。

研究してほしいというのは、この項目は専決処分でもいいのではないのか、お金がなかったから有害駆除できません、待ってくださいという話ではないということです。

少し論点が違うと思いますので、それは今、この場で議論しなくても構いません。

そのような趣旨で問いかけているということで、承知おきください。

○議長（戸澤義典） 町長。

○町長（平野浩司） 今、デュアスロンに関して、もう少し広げてこれから町が行う行事、それと、町民の皆さんが行う行事で道路を使うという部分に対する許可を求めていく場合、警察署にお世話にならなければいけないと思っています。

今回、教育委員会でもいろいろ細部を詰めさせていただいて、それから、私も署長と協議をさせていただきました。

基本的には、先ほど部長がお伝えしたとおり、やはり事故を起こさないため、それから、自転車の競技が関わるものについては、一つの方針として道路を止めてやるのが望ましいというよりも、そのような形でないとなかなか許可は出せないという話をされました。

今回、現実としては、代替の道路があるところについてはそこを通っていただいて片側通行にして、もう一方については代替でやると、それがないところについては、先ほど言った停止をしなければいけないという話をされました。

今、吉住議員から、一つの考え方として、全てがプロばかりではなくて、自家警備という、ある程度トレーニングをしてきちんと管理ができるような方も可能ですよと助言をいただきました。

そのようなことも含めて、今後イベント等に関わる人たちの安全を確保するためには、ある程度知識を持った方々と安全管理をしっかりとした中で、道路に関わるものに

については、これからもしっかりと美幌警察署と協議しながら、許可をいただいて進めたいと思っています。

今回、議員がおっしゃったように、できなくなるという考えを私は持っていません。継続するためにはどのような努力をすべきかということ、しっかり町の考え、それから実行委員会の考え、何かを行うグループの人たちの考えを警察の方々にお話して、その中で一番最善の方法を警察からもアドバイスいただいて行事を進めていきたいと思えます。

言われたから規模を縮小するとか、中止にするということは、私としてそれは望んでおりませんし、これからもできるための努力はしていきたいと思えますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（戸澤義典） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸） 職員の方、今のが美幌町の町長のお話です。

基本的にはやる、あえて言えば、それをやるためにはどうしたらいいかという知恵比べだと私は思っています。

一つだけ余談を言いますと、道路工事とか公共工事が、この警備という意味でできなくなりつつあります。専門家の警備屋さんが、人手不足で事前に契約していても現場に来てくれない。人手不足で警備員がいなかったら。専門家という意味のですよ。

土木工事を例に取れば、作業員はいる、機械はある、見た目はできるのだけれど、それを専門にしている警備員がいない。そのようなことを研究した場合、自家警備でも土木関係はできるのです。

だから、地元の警察一人一人の知識だけではなくて、私は面倒くさいから、さらに専門の道警に聞くのです。そのようなことを理解していただければ。

知識というのは、担当者といっても知らないこともありますので、その辺も含めて研究していただければ。

やはり、美幌町を催物も何もない町にはしたくない。そのような努力をしてください。終わり。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑はありませんか。

13番大原昇さん。

○13番（大原 昇） 同じくデュアスロンの関係です。

今、町長からこれから続けていくように努力するという話がありました。私は、規制というか、これから相当難しいと思うのです。

というのは、まず一つ、ボランティアの関係です。

これは、昔から比べると人も少なくなってきた、あるいは高齢化になってきている、若い人が意外と手伝いに来ていない。来ていないという言い方は悪いですね、来られない。そのようなことがすごく目立つように思うのです。

それともう一つは時期。

これは、三十数年続いている事業ですけども、昔、約40年近く前の三十何年前は、お盆を過ぎると涼しかった。今のようハードなスポーツ事業でも、問題なくこなせたのです。ただ、今は9月の中まで、下手すると30度近い、非常に危ない。それこそ、今ネットの中で、24時間テレビのマラソン、24時間マラソンですか、あれも相当、中傷を受けている。私はそれと同じような状況だと思うのですよ。

もし、町長がやりたいと思うのであれば、いや、24時間テレビではないのですよ、デュアスロンをやりたいと思うのであれば、まずその辺のしっかりと安全対策も含めてやらなければ。

町長、笑い事ではないのですよ。これは人命に関わることですよ。ニタニタしないでください。私は真剣に言っているのですから。

下手すると、本当に人命に関わることももしれない。今はそこまで大きいことはな

い。だから、その安全対策をしっかりとしてくださいという思いで言っているだけですから。

勘違いしないでください、やめろとは言っていないのです。

もしやりたいと思うのであれば、その対策はあるのか。

あるいは、一番最初、藤原さんから出た交通規制、地元の警察に言えば、やはり当たり前前、通り一遍のことしか言わないのです、決まり事しか。事故を起こしたくない、国道のことはしっかりとしてください、道路規制をしっかりとしてくださいと。でも、そこは吉住さんが言うように交渉なのです。

私は、続けたいという思いがあれば、そのことをしっかりと一つ一つクリアして——今度、実行委員会と話をしたいということなのですよね。三十何年か続いた事業ですから、私もやめてほしくはない、続けていていただきたいという思いなのですよ。

そのためにも、いろいろな含みがありますので、やはり一つ一つ難題をクリアするような会議あるいは提案をしていただきたいという思いです。

これは、本当は質疑でないですけれどもね。

○議長（戸澤義典） 町長。

○町長（平野浩司） 私は、デュアスロンを続けたいとか、そのような発言をしたつもりはありません。

今、吉住議員から、一つの行事等について規制があったからやめるという考えではなくて、一つは前向きにできるようどうするかということをしっかり考えてやっていきたいと言いました。

今後デュアスロンをどうするかという話については、先ほど、部長からその置かれている状況も含めて判断したいということをおっしゃっていますので、私はデュアスロンを続けていきたいという気持ちとしては言ったというか、言ったつもりではありませ

ん。

この質問の内容として、吉住議員から何でも規制があったらやめるといえるかという話ではなにかという話をされましたので、私はそのとおりだと思いますよということです。

ただ、個々の部分で置かれている状況をきちんとやれるかやれないかというのは、その中で実行委員の方々が判断して決めることだと思います。

仮に、それを続けたいと思ったとしても、ある意味では今、大原議員がおっしゃったように、時期の問題とか、気温が上がってきて安全性とか、そのようなことをトータル的にそれぞれの実行委員会の中で判断する。

それに対して、町もきちんと応援するのは応援する、それから、その中で決めたことに対して認めると、そのような行為をすべきだと思っております。

私は、今後もそれをずっと続けていってほしいとは……そのように捉えているのであれば、今のデュアスロンが置かれている状況をしっかりと実行委員の方々と協議した中で、次年度以降は考えていただきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（戸澤義典） 13番大原昇さん。

○13番（大原 昇） 町長、ちょっと話がずれて申し訳ないのですけれども、町長の答弁はいつもそうなのですよ。

町長の答弁に対して、私の読解力がないのか、理解力がないのか。

どうしても最初の答弁の仕方、やりたいとしか取れないのです。やっていきたいと。でも、最終的に今はそのようなつもりではないと。

私が前にした一般質問でもそうです。峠の湯についてやれないと言いつつも、最終的にはやれないとは言っていない、やりたいという思いがある。分からないのですよ、あなたの本当の気持ちが。なぜか両方

に取れるのですよ、そうやっていくと。

今、これから町長がその実行委員会に出るのか出ないのか、私は分かりません。でも、ある程度、町長の気持ちというのは、教育委員会に伝わると思うのですよ。その伝わったことを、実行委員会の中でお話すると思うのです。

今の答弁の中で、なぜ両方取れるような言い方をするのか。最終的な思いであれば、極端な言い方をするとやめたい、そのように取れるのです。続けたいとは言っていないということ、そのように取れるのです。

何かこう、自分の思いというものがはっきりしない。これを言っても仕方ないですけども、今これは関係ないですから。

ただ、私が言いたいのは、先ほど言いましたように、これから暑さ、気候、人的なもの、いろいろとその規制が本当に大変だと思うのです。

町長、もし感じるものがあれば、そのことを実行委員会にしっかりと伝えて、できるかできないかをしっかりと審議していただきたい。それだけであります。

○議長（戸澤義典） 町長。

○町長（平野浩司） 今、大原議員がおっしゃったことに対して、私は全部理解しているつもりであります。

例えば、求められれば、どのような判断をするというよりも思いがあるということは、伝えようと思っています。

ただ、先ほど言ったように、総論として、可能な限りやれるものはやる努力をしたいということを伝えたいという意味で吉住議員に答弁したことでありまして、どっちつかずという気は全くありません。

ですから、デュアスロンに対して今後どうするかという話になった場合について、今の考えを述べるということであれば、私は今、大原議員がおっしゃったことをそのまま伝える考えであります。

状況として、交通事故があつて規制とい

うことに対しての話で言っていますけれども、今、置かれている状況、ボランティアの問題、安全性それから参加人数の状況とかを考えたときに、そのことをきちんと踏まえた中で、実行委員会として皆さんの思いをしっかりと伝えてもらって、教育委員会ですと教育長なり、私で最終的に決めていいと言うのであれば判断したいと。

その中の一つの思いとしては安全性、それは参加される方の安全性とそこに協力してもらえる方々の安全性が確保できるということ、これは絶対に担保しなければいけないと思っています。

どっちつかずという気は全くありませんので、それだけは御理解ください。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑はありますか。

6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央） 15ページの町有林管理費、手数料36万円について質問をさせていただきますと思います。

7月16日、経済教育常任委員会に出された資料を私も読ませていただいたのですが、今年6月に認証維持審査を受けましたが、一部除外については是正処置を求められて今回補正するという事で説明がありました。

このときの認証継続審査の結果と今後の対応という資料を見ると、令和5年7月に、現行予定地がFSC認証エリアであることが判明、10月、審査機関であるSGSと今後の動きを協議と書いてありました。

昨年の時点でエリアであることが判明して審査機関と協議したときに、この補正をするより前に当初予算でそのような対応を取るという判断を、なぜこの時点でできなかったのか。私は、そのことが疑問なので、その辺の経過について。

なぜ、今の時点での補正ということになるのか、その辺が分からないので、経過について御説明いただきたいと思います。

○議長（戸澤義典） 森林農地整備主幹。
○森林農地整備主幹（橋本 勝） まず、今回の増額補正理由について、御説明させていただきたいと思ひます。

F S C森林認証に係る維持審査は、1年に1回受けることとなつてございまして、今年度は6月4日から6日に、本町において実施されてございます。

しかしながら、先ほど説明がございましたとおり、第Ⅳ期ごみ処分場の建設予定地がF S C認証区域にかかつておりましたので、当該区域を認証区域から除外することについて審査を受けました。

それも含めて審査を受けたのですけれども、さらにフォローアップ審査が必要ということで、今回の増額補正予算をお願いしているところでございます。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑はありますか。

2番馬場博美さん。

○2番（馬場博美） 同じく15ページの6款、2項、1目林業総務費の町有林造林事業費の手数料36万円について、3点ほど説明をお願いしたいと思ひます。

まず、今、上杉議員からもありましたけれども、F S C森林認証の審査手数料36万円は、第Ⅳ期埋立処分場を整備するに当たり、F S C森林認証の一部除外については是正処置が求められ、今回、是正処置を受けることになったことから、一時停止解除の見通しについて手続を行うということでありまして、今現在における一時停止解除の見通しはどう捉えているのか。

2点目、最悪、一部除外が認められなかった場合、どのような影響があるのか。

3点目は、上杉議員とダブリますけれども、F S C認証があつた時点でこのような手続をするべきではなかったのか。

そして、以前に戻りますけれども、これを当初予定地ではなく、現在のF S C認証の区域内にしたということが分かれば、F S C認証の手続を取らない除外地域

でもできたのではないかという検討をしたのかどうか。

この3点、お伺ひいたします。

○議長（戸澤義典） 環境衛生主幹。

○環境衛生主幹（宮田英和） お答えいたします。

まず1点目、フォローアップ審査を通過するかどうかの見通しのお話だと思ひます。

こちらは、6月に審査を受けたところ、指摘された内容が相当に厳しいものであると感じたのですが、その後、フォローアップ審査に向けて、美幌町として対応可能と思われる是正処置内容につきまして書面を作成し、審査機関へ提出いたしました。

提出したところ、審査機関からは、真摯に検討した内容であると評価をいただいたところであります。

あわせて、是正処置内容に基づくしっかりした対応が再審査の中で確認できれば、6月に言われました重大な不適合に対する処置が完了したと判断してもよいという通知を受けているところでございますので、再審査に向けて力を尽くしてまいりたいと考えてございます。

それから、2点目の再審査が認められなかったとした場合、どのような影響があるのかというお尋ねだったと思ひます。

この認証は、美幌町単独の認証ではなく、グループとしての認証という形で受けているものでございます。

また、美幌町がF S Cの認証を受けているということで御寄附をいただいたりとか、そのような部分もございまして、そのような方々に対する影響、それから、F S C認証林から切り出される木材の流通等々、このような部分に影響があらうかと思ひます。

もし仮に、フォローアップ審査、再審査が通過しないといった場合には、グループから美幌町だけが離脱して継続するという道もあるということは確認してござい

す。

可能性の一つではございますけれども、そのような対応も出てくるのかなと考えているところでございます。

次に、処分場の位置のお尋ねだったと思います。

正直なところ、確定したエリアが認証エリアに入っているということに気づくのが、タイミングとして非常に遅くなってしまったということは事実でございます。

本当は、もっと早くに気がついていなければならないということは、間違いないお話だと思います。

どうしてこのようになったかと申しますと、基本的には、公共施設の整備位置の決定、確定というのは非常に重いものだと考えておりますが、そのような重要な事項であるにもかかわらず、行政内部として各部局への情報共有ができなかったこと、これに尽きるのかなと考えてございます。

今後、フォローアップ審査、再審査の中でも、F S Cの審査機関から、今後はこのような形で除外することのないようなしつかりとしたシステムを構築してくださいということも言われております。

ですので、そのような部分も考えて、今後につきましては、今回のような事態に至らないような形で考えてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） これで質疑を終わります。

これから、議案第53号令和6年度美幌町一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（戸澤義典） 以上で、本臨時会に付議された案件は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和6年第5回美幌町議会臨時会を閉会します。

お疲れ様でした。

午前10時53分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員